

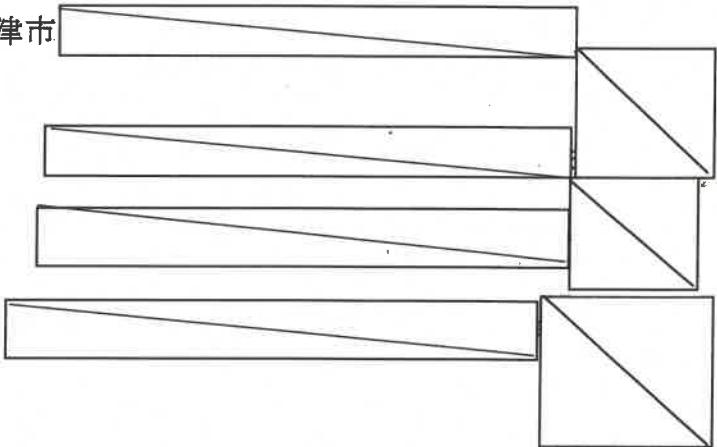


意見書

令和2年1月6日

京都府知事 西脇 隆俊 様

滋賀県大津市



京都府林地開発行為の手続に関する条例第3条の規定による意見は下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

京都市伏見区醍醐一ノ切町 28 番地
株式会社陀羅谷 代表取締役 中井 久勝

2 林地開発行為の目的

産業廃棄物最終処分場の建設(安定型)

3 林地開発行為をしようとする区域

京都市伏見区醍醐一ノ切町 33 番地ほか

4 意見の内容

別紙のとおり

別紙

本件林地開発行為に関して、生活環境保全の見地から以下の通り意見を述べる。

第1 土砂災害の危険性の増大

本件事業は約5万m²もの広大な土地に約87.4万m²もの埋め立てを行う計画である。予定地の現況は山林であり、京都府による土砂災害特別警戒区域を含んだ地域であることから、このような大規模開発による山林の保水機能の低下、地すべり土砂災害の危険性がさらに増加することが懸念される。

また、本件周辺林地が保安林に指定されている理由は、過去において台風等の影響により千丈川が氾濫し、大規模な土砂災害が起きたという歴史に鑑み、森林を保全し保水機能を維持することにある。最近の気候変動によって、年々生命を脅かすような大量の雨が短時間に降り続く状況は増え、平成25年には集中豪雨によって千丈川下流の護岸が崩壊し、下流域が洪水の危険にさらされる事態も起こった。

仮に、開発ならびに事業完了後には植林等で原状回復に努めるとしても、長い年月を要する行為であり、本件事業実施中及び事業完了後の原状回復の間に大規模な災害が発生する可能性は当然ながら無いとは言えない。

このような状況下で、千丈川源流域で大規模開発行為がなされれば、短時間に多くの雨が降るなどすれば河川水量が従前よりも増し、その影響が下流である□住民に及ぶことが懸念されるため、このような危険な開発を許すことはできない。

第2 水質悪化の危険性

□内の千丈川は螢の生息地として有名であり、また、川の水を利用した農業も盛んで地下水も利用されている。本件開発予定地は、千丈川の水源の一つであり、最終処分場として利用されることによる水質悪化が懸念される。

水源は地下に浸透したうえで各地から川に流れ込むものだけではなく、道路上から直接川に流れ込むものもあり、全てが調整池兼沈砂池で処理できるものではない。また、地下水への影響はすぐに表れるものだけではなく、土壤への汚染物質の蓄積や住民の健康被害等の懸念もある。

開発行為や産業廃棄物搬入は、瞬時に完結するものではない。事業途中の段階で、前述のような天候変動や異常気象による想定外の事態が生じる可能性はないとは言えない。そういう事態が起ったのちに生じる生態系への影響や水質悪化は簡単に回復するものではない。ひとたび水質が悪化すれば、螢の生息はおろか農業その他□住民の将来の生活すべてに影響することとなることから、このような位置で開発行為をすることは許されない。

第3 最後に

上記のとおり、本件林地開発行為を行うことについては反対であり、開発許可をすべきものではない。

令和元年7月3日に提出された林地開発行為事業計画を受けて、令和元年9月9日に提出した当方の意見書に対して令和元年に提出された林地開発予定者の見解書では、従前からの規則は守っているのだから心配はないといった形式的な回答に終始している。

さらに、何度も非科学的・非論理的という言葉を用い、また恐怖を煽る、冒涜・差別といった表現を用いて一般住民の心理的不安を真っ向から否定するなど、住民の不安を軽減させようという誠意ある回答は見られず、事業完了後に、万一不測の事態が起こったとしても、誠意をもって丁寧に対応して頂けるという安心感を抱かせるような事業者としての誠意は感じられない。

そもそも、陀羅谷地区住民の家屋や千丈川源流からわずか数十mしか離れておらず、滋賀県側からは私有地を通行しないと進入できず、京都府宇治市側からは狭隘な部分やカーブが連続する箇所が何か所もあるような道路であり、笠取地区住民の皆さんのが貴重な生活道路を搬入ルートにせざるを得ないような場所が産業廃棄物最終処分場用地として本当に適しているのか甚だ疑問である。

■は、緑豊かな森林と流れの清らかな千丈川という恵まれた自然に囲まれた地域である。全国各地の現状を見渡す中で、一度このような事業を黙認すれば次々と計画が持ち上がり豊かな自然は一瞬にして消え失せることを知った。

失われた自然は二度と元に戻すことができず、これを守ることが次の世代に対する責任であると自覚するに至ったのである。また、その影響は町内にとどまらず、学区あるいは琵琶湖の水を享受する近畿地方の皆さんにも及ぶものである。

■住民は、恵まれた自然と共生する道を選択する。したがって、本開発計画に賛成することは、■の環境の破壊に自ら手を貸すこととなり、絶対に認められない。

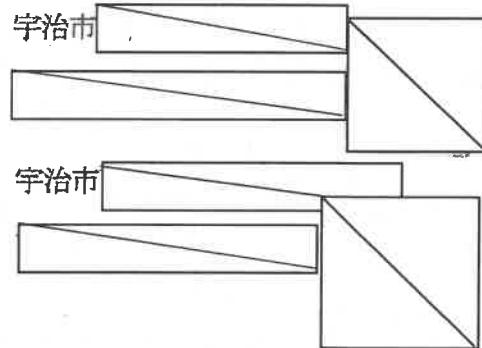
以上



意見書

令和2年1月10日

京都府知事 西脇 隆俊 様



京都府林地開発行為の手続に関する条例第3条の規定による意見は下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

京都市伏見区醍醐一ノ切町28番地
株式会社陀羅谷 代表取締役 中井 久勝

2 林地開発行為の目的

産業廃棄物最終処分場（安定型）

3 林地開発行為をしようとする区域

京都市伏見区醍醐一ノ切町33番地ほか

4 意見の内容

別紙のとおり

別紙

本件林地開発行為に関して、私達地域住民の将来にわたる生活環境を守る立場から、地域住民の総意のもと以下のとおり意見を述べる。

1 生活環境が破壊される危険性

東西笠取地域並びに京都市醍醐一ノ切地域（通称陀羅谷地区）は、由緒ある風光明媚な山村地域であり、豊かな自然資源に恵まれた所である。

この通称陀羅谷地区内において、産業廃棄物最終処分場の開設にかかる林地開発行為の計画が出されたことについて、我々は断固として反対するものである。

この計画において、陀羅谷地域への工事車両並びに産業廃棄物最終処分場開設後の産業廃棄物の運搬搬入経路として示されている府道醍醐大津線、並びに市道赤坂中島線は道路幅員が狭隘であり、普段の通行においても、他者の車と出会ったとき離合するのに大変困っている現状である。

このような現状のもと、計画で示されているような6分に1台の割合で大型車両通行することとなれば、我々の生活道路としての通行に多大な危険が発生することとなる。

また、通行経路として示されている道路は高低差があるため、通行車両の増加による排気ガスや騒音等で、環境に対する大きな負荷が生じることとなる。

2 教育環境等に対する危険性の増大

市道滝ヶ谷森線の道路沿線には、地元の□小学校や高齢者介護施設、民間保育園、民間幼稚園の野外活動施設がある。

しかし、児童の校外学習や各福祉関係施設の入所者が散歩や野外活動としてこの市道を利用されることが多く、現在歩道もないためこれまで以上の危険が想定される。

また、□小学校の□に□野外活動センター「□」があり、年間を通じて市内外から子どもたちが野外活動のために来所している。以前に比べ道路事情は改善されてはいるが、まだ見通しの悪い個所もあり、大型バス等の通行も増えてきているため交通事故などの発生が懸念される。

3 最後に

以上のとおり、本件林地開発行為を行うことについては断固反対であり、絶対認められないよう切に願うものであります。

以上